

令和 6 年度 第 5 回加東市農業委員会総会（7 月定例会）議事録

開催日時	令和 6 年 7 月 22 日（月）午後 3 時 00 分～午後 4 時 05 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：－ ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：－ ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：－	4：小西輝明 8：下山泰三 12：－ ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	12：藤川克弘	②：田中重信	⑤：山口康博	⑪：久保儀人
議事録署名委員	8：下山泰三	9：小林二城		
出席職員	事務局長：土肥彰浩 主事：川邊 錬		副課長：藤井康孝	

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 22 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	7 件
第 23 号議案	農地法第 4 条の規定による許可について	1 件
第 24 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	1 件
第 25 号議案	非農地証明願いの承認について	2 件
第 26 号議案	青年等就農計画に関する意見について	1 件
第 27 号議案	「加東農業振興地域整備計画」の変更（一般管理）に関する意見について	2 件
第 28 号議案	農用地利用集積計画の決定について	1 件

5 報告

報告第 7 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	4 件
報告第 8 号	農地の賃借の合意解約通知について	11 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 14 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 5 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査を行っていただきました、6 番 伊澤農業委員さん、7 番 井上農業委員さん、7 番 松本推進委員さん、8 番 古丸推進委員さん、9 番 末廣推進委員さんご協力ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしく願いいたします。 本日の会議の議事録署名委員に、8 番 下山農業委員さん、9 番 小林農業委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。 それでは議案の審議に入ります。 第 22 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人と譲受人は元夫婦であり、申請地を共同で耕作していました。名義人である元妻が、体調面で耕作ができない状態となり、譲受人である元夫に名義変更をするため申請されました。譲受人は、農業経験が約 50 年あり、農機具も所有しているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、貸出人は、高齢であること、また体調面で耕作が困難なことから、知人である借受人に使用貸借するため申請されました。申請地は、借受人の所有農地に隣接し、耕作に便利のため、農地を借り受けるということです。借受人は、農業経験が約 25 年あり、農機具も所有しているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、後継者がいないことから、知人である譲受人に売却するため申請されました。譲受人の現在の耕作面積は 0 m²のため譲受理由は農業経営の開始となりますが、実家で父と共に約 20 年耕作を続けているほか、農機具も親から譲り受けるため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人は、市外へ転居し、遠方により耕作ができなくなったことから、知人である譲受人に住宅と農地を売却するため申請されました。譲受人は、自家消費の季節野菜を耕作する予定です。新規就農者となりますが、農機具を導入予定であり、耕作は可能であると見込まれます。なお、譲受人は直近に移住する予定です。 番号 5、譲受人は、本申請地を利用権設定により 3 年間耕作していましたが、利用権設定期間満了に伴い、取得することとなったため申請されました。申請地は、譲受人の所有農地に隣接し、経営規模拡大のために農地を譲り受けるということです。譲受人の農業経験は約 50 年あり、農機具も所有しているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 6、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、自宅が遠方にあり、耕作ができないことから、知人である譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、経営規模拡大のために農地を譲り受けるということです。譲受人の農業経験は約 20 年あり、農機具も所有等しているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 7、譲渡人は、父が亡くなって以降、農業法人や地元の農家の方に耕作・管理を依頼していましたが、今後も自身で耕作する予定がないことから、知人である譲受人

	に売却するため申請されました。申請地は、譲受人の自宅に隣接し、耕作に便利のため、農地を譲り受けるということです。譲受人は、農機具は父と共用し、一緒に耕作するため、耕作は可能であると見込まれます。 以上 7 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 22 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 22 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 23 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、営農型太陽光発電設備の支柱の設置の再許可に係る申請です。営農型は原則、3 年間の一時転用となります。支柱は、3 年前に許可を得て設置したもので、この度、一時転用の期間満了を迎えるに当たり、継続して設置するため申請されました。営農型太陽光発電の下部の農地では、継続してサツマイモ、かぼちゃ、ジャガイモを耕作する予定であり、収量の実績については、地域の平均単収の 8 割を超えていることから、要件を満たし、適切に営農されています。なお、申請地は、第 1 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外となります。 以上 1 件の転用申請につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
現地調査委員	番号 1 は***の北約 200m の位置にあり、現場は植え付け前の田の状態でありました。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 23 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 23 号議案については、許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 24 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲受人は、***を営んでおり、従業員の駐車場が不足していることから、従業員用の駐車場として転用申請されました。現在、駐車場に駐車できない車両は、

	トラックの待機スペースの一部に駐車するなど、安全とは言えない状況にあります。用地の選定に当たっては、不足している 9 台分の駐車スペースが確保できること、職場に隣接していることなどの条件をもとに選定した結果となっています。なお、申請地は、第 2 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっております。 以上 1 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査委員	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
	番号 1 は***の北東約 200m の位置にあり、現場は畑でありました。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 24 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 24 号議案については、許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 25 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、昭和 50 年以前から住宅が建っており、平成 30 年頃に老朽化により取り壊し、現在に至っております。今回、近隣の方に本申請地を譲渡するに当たり、地目が農地のままであると判明し、登記と現況を合わせるため申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は現況に合わせた転用手続きについては支障なしとの意見となっております。 番号 2、申請地***は、平成元年頃から物置が建っており、約 5 年前に老朽化により撤去し、現在に至っております。申請地***は、昭和 57 年頃に建築した住宅が農地の一部に建築された状態となっており、現在に至っております。今回、建物の登記を行うことに当たり、地目が農地のままであると判明し、登記と現況を合わせるため申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は現況に合わせた転用手続きについては支障なしとの意見となっております。 以上 2 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査委員	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
	番号 1 は***の南西約 90m の位置にあり、現場は宅地でありました。
	番号 2 は***の西約 190m の位置にあり、現場は宅地でありました。
	報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。

各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 25 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 25 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 26 号議案「青年等就農計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	青年等就農計画とは、概ね 45 歳以下の新たに農業を始める方が、市から認定を受けられる制度となっています。認定の基準については、5 年後の農業所得が 200 万円以上である方を認定します。本件については、本計画が妥当であるかの判断をお願いいたします。 申請者は 42 歳、農業経営開始日は令和 6 年 4 月 1 日、就農形態は新たに農業経営を開始となります。目標とする営農類型は露地野菜の栽培で、将来は白ネギ、ズッキーニを経営の主軸とし、規模拡大、栽培技術の向上、有機 JAS 認証取得等によって、地域のモデル農家並みの経営を目指します。5 年後の数値目標として、年間農業所得は 269 万円、年間労働時間は 2,350 時間、白ネギの作付面積は 50a で 10,000 kg の生産量、ズッキーニの作付面積は 30a で 4,500 kg の生産量を目指します。経営する農地は、全て市内での借入地を予定しています。栽培に必要なトラクター、草刈り機、ネギ皮むき機、配達車、ハウスは 5 年後までに目標台数を導入する予定で、導入に当たっては、青年等就農資金を活用する予定です。経営管理は、青色申告及びパソコン活用による経理を実施します。農業経営の構成は、基本的には本人のみによる農業経営となりますが、5 年後には 4 人のパートを雇用する予定です。参考となりますが、技術等の習得状況は、無農薬・無化学肥料栽培を実施している会社で約 10 年間、露地有機野菜の栽培や有機 JAS 取得方法などについての研修を受講されています。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
委員	農業経営による収入だけなのか。兼業もされているのか。新規就農は市としても望ましいことであると思うが、農業経営の継続のためにも収入面において支援などはあるのでしょうか。
農政課	認定制度は青年等就農計画のほかに認定農業者制度があります。5 年後の農業所得が 450 万円以上であることが認定基準のため、農業経営によって生活できるところを目指すものであります。本件は、新規就農かつ専業による農業経営となりますが、国から 3 年間、生活費の補助として年間 150 万円の支援を活用し、経営の健全化を図ることとしています。
議長	他に意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 26 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>

議長	全員挙手にて、第 26 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 27 号議案「加東農業振興地域整備計画」の変更（一般管理）に対する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図ることが必要と認められる農業地域を県知事が農業振興地域として指定し、圃場整備などの事業を計画的に行います。そのなかでも農業振興地域と指定された土地のうち、集団性のある農地や圃場整備等の事業を行ったところについては、市長のほうで将来的に農用地等として守っていくべき土地の区域として農用地区域を指定しています。そのようなものを加東農業振興地域整備計画で定めながら、今回の議案については、目的をもって農用地区域内の農地を転用したい場合、農用地区域から除外する手続きが必要であるという法の手続きに基づき申し出をされているものであります。ただし、農用地区域から除外するためには、各法律の要件に適合しているかつ除外の必要性や妥当性が認められなければなりません。 番号 1、農用地である田を、事業拡大に伴って農地転用をしたいという具体的な計画から農用地等から除外する案件となります。申出者は、***を主とする工事業を営んでおり、近年は受注量が増加し、資材置場の必要面積が増加しています。工事で用いる砕石や砂について、これまではあらかじめ購入確保し、不足分については適宜購入していたが、工事受注量の増加に伴い、必要資材量も増え、現状の敷地では用地が足りないこと、さらに、工事現場から回収した土砂の置場の用地が足りず、やむを得ず同業他社の土地を借りて一時置場としているが、土砂の量によっては断られることなどもあることから農地転用をして資材置場を新たに確保したいという申し出になります。用地選定に当たっては、事業所から半径 100m の範囲内には農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該地を選定しています。 番号 2、当該地は令和 6 年 4 月に除外済ですが、除外目的がなくなったことによる再編入の申し出となります。 説明は以上です。
委員	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 27 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 27 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 28 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 1 件、1 筆、1,239 m ² に利用権が設定され、7 月 31 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。

各委員	第 28 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手> 全員挙手にて、第 28 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。 報告第 7 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、農地を一般住宅に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、6 月 20 日付で受理通知書を交付しました。 番号 2、農地を一般住宅に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、6 月 20 日付で受理通知書を交付しました。 番号 3、農地を住宅用地に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、7 月 1 日付で受理通知書を交付しました。 番号 4、農地を分譲宅地に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、7 月 10 日付で受理通知書を交付しました。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長 事務局	報告第 8 号「農地の賃借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は保全管理されます。 番号 2、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は保全管理されます。 番号 3 から 10 は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は借受人が耕作困難となったため、地域の営農に耕作依頼されます。 番号 11、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は知人に売却されます。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明。 ・第 1 回農地パトロールの実施について
議長	説明が終わりましたが、何か質問などはありませんか。
各委員	<質問なし>
議長	以上で、令和 6 年度第 5 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 下山 泰三

議事録署名委員 小林 二城
